

建築基準法第7条の3第1項第2号及び第6項の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定（平成11年告示第956号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
1 （省略）	1 （現行のとおり）	地方分権関係 改正法による 基準法第18条 第4項の新設 に伴う規定整 備
2 中間検査を行う建築物の構造及び用途 一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の地階を除く階数が3以上の もので、当該部分を共同住宅又はこれとその他の用途を併用するもの。ただし、次 の各号のいずれかに該当するものを除く。 (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条第3項の規 定による確認済証の交付を受けたもの	2 中間検査を行う建築物の構造及び用途 （現行のとおり） (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条第3項又は <u>第4項</u> の規定による確認済証の交付を受けたもの	
(2)・(3) （省略）	(2)・(3) （現行のとおり）	
3 （省略）	3 （現行のとおり）	